

茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者総合支援法第77条第1項第6号に掲げる日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるもの（以下「用具」という。）を給付する事業（以下「日常生活用具の給付事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2 日常生活用具の給付事業の対象者は、別表の対象者欄に規定する要件を備えた障害者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除く。

(用具の種目)

第3 日常生活用具の給付事業の給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に規定する用具とする。

(給付の申請)

第4 用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に希望する日常生活用具取扱業者の見積書等の書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、「電気式たん吸引器」、「ネブライザー」、「紙おむつ等」又は「自家発電機又は外部バッテリー（充電器及びインバーターを含む。）のいずれか1種目」の給付を受けるとき、その他の医学的な判断が求められるときは、市長は、医師の意見書を求めることができる。

(再給付の申請)

第5 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、前回の給付日から起算して別表の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として、給付できないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合及び用具の給付を受けた者が申請を行う時点で18歳未満であり、身体の成長により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。この場合において、市長は、修理不能証明書等の提出を求めることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該期間を経過した後においても修理不能の場合若しくは再給付のほうが部品の交換よりも合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器のほうが障害者の用具の使用効果が向上

すると認められる場合に限り、再給付申請をすることができるものとする。この場合において、市長は、修理不能証明書等の提出を求めることができるものとする。

(給付の決定)

第6 市長は、第4の規定による申請があったときは、必要性や価格、家庭状況等を調査し、給付の要否を決定するものとする。この場合において、給付品目の選定については、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム(TAIS)等を参考とするものとする。

2 市長は、用具の給付の要否について決定しがたいときは、身体障害者更生相談所長等の意見を聞くものとする。

3 市長は、用具の給付を決定したときは日常生活用具給付券(様式第2号)を交付し、給付を行わないことを決定したときは日常生活用具不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。この場合において、点字図書については、点字図書発行証明書を交付するものとする。

4 前項の規定は、再給付について準用する。

(費用の負担)

第7 用具の購入に要する費用は、茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例施行規則(平成18年茨木市規則第39条)第3条第1項に掲げる額の範囲内とする。

2 用具の給付を受けた者又は現にそのものを扶養する者は、用具の購入に要する費用の1割を負担することとし、日常生活用具給付券を添えて直接業者に支払うこととする。ただし、茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例(平成18年茨木市条例第28号)第2条第2項により障害者の属する世帯の課税状況に応じてその負担上限額を超えないものとする。

3 点字図書に関する費用の負担については、前項の規定にかかわらず点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(支払)

第8 市長は、用具を納入した業者からの請求により、用具の購入に要する費用から前項により用具の給付を受けた者又は現にそのものを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額(以下「公費負担額」という。)を当該業者に対し支払うものとする。

2 前項の請求は、用具の給付を受けた者又は現にそのものを扶養する者が自署した日常生活用具給付券及び用具の納品書を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第9 用具の給付を受けた者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第10 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者又は用具の給付等を受けた者が第9の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、業者が虚偽その他不正な手段により公費負担額の支払を受けたときは、当該公費負担額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(ストーマ装具及び紙おむつ等の特例)

第11 市長は、重度障害者等の申請手続の利便を考慮し、ストーマ装具及び紙おむつ等については、申請日の属する月の月分から当該申請日の属する年度の翌年度の9月分まで(申請日が4月1日から9月30日までの間の場合は、当該申請日の属する年の9月分まで)の給付券を一括交付することができるものとする。

(給付台帳)

第12 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を作成するものとする。

(検査)

第13 市長は、公費負担額の執行の適正を期し、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、その職員に、日常生活用具取扱業者に対して、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 公費負担額の支払を受けた業者は、日常生活用具の納入に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 公費負担額の支払を受けた業者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 公費負担額の支払を受けた業者は、日常生活用具の納入に係る書類及び帳簿等を、当該日常生活用具の支払を受けた年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(市長の指示)

第16 市長は、用具の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、日常生活用具の給付事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第11の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る給付券の交付について適用し、同日前の申請に係る給付券の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月14日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱により給付を受けた用具の耐用年数については、この要綱の別表の耐用年数欄に規定する期間とみなす。

附 則
この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市日常生活用具の給付事業

実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表

種目	性能	耐用年数	対象者	上限額	備考
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	85,000円	
視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円	
点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	63,100円	
電磁調理器	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者療育手帳の総合判定がAと判定されている者	41,000円	
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	9,000円	
視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	18,000円	
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	99,800円	
視覚障害者用読書器	画像入力装置により、印刷物等の文字を取り込むことで、画像及び文字をモニターに映し出すことが出来るもの又は音声で読み上げるもの。	8年	身体障害者手帳に視覚に係る障害が記載されており、本装置により文字等を読むこと又は印刷物等の活字文書の理解が可能になる者	198,000円	
視覚障害者用血圧計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	16,800円	
地デジ対応ラジオ	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	29,000円	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	7,000円	
視覚障害者用色彩判別装置	色彩等を認識し、音声により情報を伝えるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	47,000円	
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	身体障害者手帳に聴覚に係る障害程度が2級と記載されている者	87,400円	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声のかわりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	身体障害者手帳に聴覚に係る障害が記載されており、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	30,000円	
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	身体障害者手帳に聴覚に係る障害が記載されており、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	

便器	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で常時介護を要する者	(手すり付) 9,850円 (手すり無) 4,450円	
特殊便器	温水、温風機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	8年	身体障害者手帳に上肢に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 難病患者等で上肢機能に障害のある者	120,000円	取付けに伴う費用は自己負担とする。
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級と記載されている者（18歳未満は1級又は2級） 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 難病患者等で寝たきりの状態にある者	90,000円	常時介護を要する者
介護用ベッド	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円	
訓練いす	原則として附属テーブルをつけるもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている18歳未満の者	33,100円	
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級と記載されている者 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000円	常時介護を要する者
入浴担架	障害者を担架に乗せまリフト装置により入浴させるもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	82,400円	入浴にあたって家族等他人の介助を要する者に限る。
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で寝たきりの状態にある者	25,000円	下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に肢体に係る障害が1級又は2級と記載されている者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 身体障害者手帳に音声機能喪失（喉頭摘出）と記載されている者 ただし、原則として人工喉頭の給付を受けている者を除く。	98,800円	
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	当該種目の前回給付時点の年齢が18歳未満→5年 18歳以上→8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害が記載されており、入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助を要する者	90,000円	上限額の範囲内で複数の用具の申請を可とする。
移動用リフト	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円	

移動・移乗支援用具	手すり、スロープ、スリングシート、スライドボード等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能若しくは平衡機能に係る障害が記載されている者 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000円	家庭内の移動等において介助を必要とする者 上限額の範囲内で複数の用具の申請を可とする。
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	身体障害者手帳に腎臓機能に係る障害程度が1級又は3級と記載されている者	51,500円	自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	5年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	
ネブライザー	障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に呼吸機能に係る障害程度が1級若しくは3級又は音声機能喪失（喉頭摘出）3級と記載されている者であって、ネブライザーが必要と認められる者 難病患者等のうち呼吸器機能に障害を有し、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、ネブライザーが必要と認められる者 身体障害者手帳に上肢若しくは体幹機能に係る障害程度が2級以上又は音声言語そしゃくに係る障害程度が3級以上と記載されており、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、ネブライザーが必要と認められる者	36,000円 （たん吸引器一体型にあつては、56,400円）	
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級と記載されている者	15,500円	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級と記載されている者 療育手帳の総合判定がAと判定されている者 精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級と記載されている者	28,700円	
電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に呼吸器機能に係る障害程度が1級若しくは3級又は音声機能喪失（喉頭摘出）3級と記載されている者であって、電気式たん吸引器が必要と認められる者 難病患者等のうち呼吸器機能に障害を有し、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、電気式たん吸引器が必要と認められる者 身体障害者手帳に上肢若しくは体幹機能に係る障害程度が2級以上又は音声言語そしゃくに係る障害程度が3級以上と記載されており、意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、電気式たん吸引器が必要と認められる者	56,400円	

点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者又は視覚及び聴覚に係る障害が記載されている重度障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、点字ディスプレイが必要と認められる者	383,500円	
点字図書			身体障害者手帳に視覚に係る障害が記載されており、情報の入手を点字によってしている者		年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。月刊や週間で発行される雑誌は除く。
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への便器の取替え等			200,000円	申請には改修前の写真と図面を必要とする。（借家の場合は、家主の承諾書も必要。）対象となる住宅は、障害者が現に居住する住宅とする。改修は、原則1回とする。洋式便器への取替えは左記対象者条件に関わらず上肢機能障害2級以上の者のみ認める
点字器		(標準型) 7年 (携帯用) 5年	身体障害者手帳に視覚障害に係る障害が記載されている者	(標準型) 10,712円 (携帯用) 7,416円	
頭部保護帽	スポンジ、革、プラスチックを主材料としてヘルメット型に製作されており、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護する機能をもつもの	3年	身体障害者手帳に下肢又は体幹機能に係る障害が記載されている者、療育手帳の総合判定がAと判定されている者、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級と記載されている者	12,160円	転倒により頭部を強打するおそれのある者
人工喉頭	喉頭を全摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	(電動式) 5年 (笛式) 4年	身体障害者手帳に音声・言語に係る障害程度が3級以上と記載されている者又は同程度の身体障害者	(電動式) 72,203円 (笛式) 5,150円	
一本杖	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられる一本杖	3年	身体障害者手帳に下肢若しくは体幹機能又は平衡機能に係る障害が記載されている者	(木材) 2,310円 (軽金属) 3,150円	夜光材付は430円（全面夜光材付は1,260円）、白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているものラテックス製又はゴム製	1年	身体障害者手帳に上肢及び下肢に係る障害が記載されている重度障害者	(男性用普通型) 7,931円 (男性用簡易型) 5,871円 (女性用普通型) 8,755円 (女性用簡易型) 6,077円	脊髄損傷等による排尿障害がある者
ストーマ装具	蓄便袋、蓄尿袋、皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）、ナイト・ドレーナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤、皮膚洗浄剤、ガーゼ、脱脂綿、潤滑剤、凝固剤、入浴用補助具（キャップ、シート等）		身体障害者手帳に直腸若しくは膀胱機能に係る障害が記載されている者又は小腸機能に係る障害が記載されている者であって、現にストーマを造設している者	(蓄便袋) 9,460円/月 (蓄尿袋) 12,430円/月	ストーマを2つ以上造設している者については、上限額の2倍の額まで申請可とする。

紙おむつ等	紙おむつ、おしりふき、尿取りパッド、洗腸装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	<p>身体障害者手帳に直腸又は膀胱機能に係る障害が記載されているものであって、ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、変形のためストーマ装具を装着できない紙おむつを必要とするもの（茨木市高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱（平成20年7月1日実施）第6第1項の茨木市高齢紙おむつ等給付券（以下「給付券」という。）という。）の交付を受けている者を除く。）</p> <p>身体障害者手帳に直腸又は膀胱機能に係る障害が記載されている者であって、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある紙おむつ等を必要とするもの（給付券の交付を受けている者を除く。）</p> <p>身体障害者手帳に直腸又は膀胱機能に係る障害が記載されている者であって、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある紙おむつ等を必要とするもの（給付券の交付を受けている者を除く。）</p> <p>概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障害者であって、自力でトイレに行けず、自力で便座に座ることができず、定時排泄ができず、かつ、意思表示ができないことから、常時紙おむつを必要とし、今後も継続して必要とする意見書により認められる3歳以上のもの（給付券の交付を受けている者を除く。）</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を有する者又は難病患者等であって、障害支援区分認定の実施について（平成26年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添1認定調査票における「2 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目」中の「2-4 排尿」又は「2-5 排便」について「3 全面的な支援が必要」に該当する18歳以上のもの（給付券の交付を受けている者、生活保護法（昭和25年法律第144号）中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者を除く。）</p>	12,000円／月	
-------	-------------------------------------	--	-----------	--

情報・通信支援用具	パソコン等に使用可能な画面音声化ソフト等のアプリケーションソフト	5年	身体障害者手帳に視覚に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	100,000円	アプリケーションソフトの使用によりパソコン等の操作が可能となる者
	パソコンやタブレット端末に使用可能な大型キーボード等の入力サポート機器	5年	身体障害者手帳に上肢に係る障害程度が1級又は2級と記載されている者	100,000円	入力サポート機器の使用によりパソコンやタブレット端末の操作が可能となる者
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	
自家発電機又は外部バッテリー（充電器及びインバーターを含む。）のいずれか1種目	在宅で使用する人工呼吸器等又は補助人工心臓に接続することで、機器の稼動に必要な電力を供給できるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	身体障害者手帳に呼吸器機能に係る障害程度が1級若しくは3級若しくは音声機能喪失（喉頭摘出）3級と記載されている者又は意見書によって呼吸器に係る障害程度が3級と同程度の身体障害者であって、意見書により在宅で人工呼吸器等を使用していると認められる者 身体障害者手帳に心臓機能に係る障害が記載されている者であって、意見書により在宅で補助人工心臓等生命維持に必要な機器を使用していると認められる者	100,000円	人工呼吸器等とは、人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器とする

備考 この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者をいう。

日常生活用具給付申請書

(申請先)茨木市福祉事務所長

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

(個人番号)

生年月日 年 月 日 ()才

電話 ()

(申請者が18才未満の場合)

(保護者)

住所

氏名

(個人番号)

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。日常生活用具の給付の決定のために必要があるときは、本人及び本人の属する世帯の住民基本台帳、市民税課税台帳、市税の納付状況に関する情報等を茨木市長が閲覧することに同意します。

また、関係機関に対し、過去の給付状況について茨木市長が確認することに同意します。

氏名

手帳番号		交付年月日	
障害名		等級	種 級
		(備考)	
給付を受けたい用具の名称			
給付を受けたい用具の型式等			
希望する日常生活用具取扱業者			
備考			

様式第2号(第6関係)

日常生活用具給付券

	第	号		
氏名				
生年月日		年齢		歳
住所				
保護者氏名				
続柄				
保護者住所				
用具の名称				
型式				
業者名				
業者の所在地	(電話番号)			
月額負担上限額				
経 費 内 訳			〔単位：円〕	
基準額				
見積額				
利用者負担額				
公費負担額				
上記のとおり決定する。				
茨木市福祉事務所長 ④				
用具を納付した日				業者名
受領者氏名			本人との関係	

(お問合先)

電話 () FAX ()

日常生活用具不承認通知書

年 月 日

(申請者) 様

茨木市福祉事務所長

印

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付については、審査の結果、
不承認とすることに決定しましたので、通知します。

(教 示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。